

子育て応援給付に関するQ&A

令和6年10月1日時点

質問項目		回答
Q1	『子育て応援給付』の対象者を教えてください。	『子育て応援給付』の対象は、「生まれたお子さまの養育者(母を含む場合は原則として母)」で、「こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問)」の面談を受けた方です。
Q2	「こんにちは赤ちゃん事業」とは何ですか。	お子さまの健やかな成長と保護者の皆様の子育てを応援するために、生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士等が訪問する事業です。事業の一部を社会福祉法人照治福祉会「にじいろ」に委託しています。事業の詳細につきましては、ホームページをご覧ください。 こんにちは赤ちゃん事業 (https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/waiwai/3511.html)
Q3	配偶者等からの暴力(DV)で高槻市外に避難している場合、対象になりますか。	高槻市に住民登録がある方で、配偶者等からの暴力等で避難しており、お子さまとともに高槻市外に居住実態がある場合は、本事業コールセンター(☎648-3275)へご連絡ください。
Q4	配偶者等からの暴力(DV)で、住民登録はありませんが、高槻市に居住しています。「子育て応援給付」の対象にはならないのでしょうか？	DV等を理由に避難をされている場合、高槻市に住民登録がなくても、「子育て応援給付」の対象となる場合があります。 詳細につきましては、本事業コールセンター(☎648-3275)までお問い合わせください。
Q5	「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問はいつですか。	生後2か月頃に訪問します。事前に訪問日予約システムにより予約していただいている方は、予約日に訪問します。予約されていない方には、訪問予定月の前月に「家庭訪問日のお知らせ」を郵送し、訪問予定日をお知らせしています。
Q6	訪問日予約システムとは何ですか。	「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問日を事前予約することができるシステムです。出生の届出時に、市民課窓口にてシステム登録の2次元バーコードを配布しています。生後1か月までに登録していただく必要がありますのでご注意ください。 ホームページ「こんにちは赤ちゃん事業」内にも2次元バーコードを掲載していますので、他市町村で届出された方はこちらをご利用ください。
Q7	『子育て応援給付』の申請方法について教えてください。	「こんにちは赤ちゃん事業」での面談後にお渡しする案内に記載された2次元バーコード等より電子申込にてご申請ください。
Q8	電子申請ができません。どうすればよいですか。	郵送による申請も可能です。郵送を希望される場合は、本事業コールセンター(☎648-3275)までご連絡ください。郵送にて申請書を送付いたします。なお、申請書を郵送で提出する場合の郵便料金については、申請者様の自己負担となります。
Q9	給付はいつ振り込まれますか。	申請月の翌月の末頃までの予定です。審査後、承認された場合は、振込日のお知らせメール送付します。 ※郵送申請の場合は、口座振込の完了をもって給付決定とし、通知等の送付はございません。
Q10	振込先口座は誰の口座でもよいですか。	給付の対象となる方(Q1参照)が申請者となり、口座名義人も同一の方になります。
Q11	里帰り出産、または出産後に長期で高槻市外に滞在をする場合、こんにちは赤ちゃん事業の訪問や給付の申請はどうなりますか？	お子さまが生後4か月未満であれば、「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問を受けていただけます。日程調整については訪問日予約システムで予約されるか、もしくは、「家庭訪問日のお知らせ」に記載されている連絡先(にじいろ☎684-1222)へお電話ください。 生後4か月を超えて高槻市に戻られる場合は、別途対応させていただきますので、本事業コールセンター(☎648-3275)までご連絡ください。
Q12	まもなく生後4か月になるが「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問を受けていない場合、どうすれば良いか。	「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問をさせていただきます。日程調整については、にじいろ(☎684-1222)へお電話ください。

質問項目		回答
Q13	生後4か月を超えたが「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問を受けていない場合、どうすれば良いか。	本事業コールセンター（☎648-3275）までご連絡ください。
Q14	こんにちは赤ちゃん事業の訪問の前に、他市町村へ転居した場合または転居の予定がある場合は、申請ができないのでしょうか？	「家庭訪問日のお知らせ」が届いたが、訪問前に高槻市外へ転居をされる方は、お知らせに記載されている連絡先（にじいろ☎684-1222）へご連絡ください。 「家庭訪問日のお知らせ」が届く前に転居をされた方は、転居先の市区町村へお問い合わせください。
Q15	申請の期限はありますか？	申請手続きの期限は、「こんにちは赤ちゃん事業」で面談を受けた翌日から3か月以内です。 やむを得ない事情※がある場合はこの限りではありませんので、本事業コールセンター（☎648-3275）までご連絡ください。 なお、やむを得ない事情がある場合でも、対象のお子さまが1歳に達する日以降の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した場合は令和7年3月31日）以降は申請できませんのでご注意ください。 ※やむを得ない事情：長期間の入院・継続的に海外で生活しており、帰国しなかった・施設入所していたお子様を引き取ったなど